第4章

一国二制度と香港の地位



温家宝中国国務院総理から任命証書を手渡される曽蔭権行政長官 (2005年 6 月24日)〔提供:ロイター/アフロ〕。

本章では、一国二制度という枠組みや香港の地位について議論する。また、一般的な理解とは異なる法・政治的な定義や解釈も紹介しつつ、議論を進める。このような論点を取り上げるため、本章での議論は他の章と比べると、抽象的かつ、やや難解かもしれない。しかし、本章での論点は、香港のおかれた状況の背景を考える上で避けて通れない問題である。また、将来の香港における民主化の意義や、中国本土との経済協力の行き着く先としての統合など中長期的な展望を行う上でも、必要な問題である。

第1節 香港とは何か?

そもそも香港とは一体何であろうか? 一見、簡単に思えるが、実は難しい問題である。返還前の香港はイギリスの植民地であったと一般的に理解されている。しかし、歴史的経緯や国際法を考慮すると、これは正確な理解であるとは言えない。

返還前の香港は、割譲地(香港島と九龍半島南部)と租借地(新界)に分けられていた。前者はアヘン戦争やアロー号戦争によって、当時の清朝からイギリスに割譲された。つまり、恒久的なイギリス領である。一方、後者は、後に割譲地を防衛するための緩衝地として租借した土地である。その租借期限は1898年から99年とされた。つまり、1997年には、中国へ返還されるべきものであった。しかし、1950年代にイギリス当局(香港政庁)は、中国本土と香港新界の境界を閉ざし、香港全域を1つの領域として統治し始めた。その後も、割譲地と租借地の区別は行政区画として残ったが、人や経済の動き、市街地の展開を分断するものではなかった。さらに、1970年代には新界における大規模なベットタウン開発が行われた。こうして、香港の都市圏は割譲地を大きく越えて、租借地である新界にまで広がってしまった。

イギリスは1997年以後の香港について、新界の租借期限がある以上、中国と協議する必要があると考えていた。新界の扱いが未定であることに対する懸念が、財界、特に不動産業者などから香港政庁に寄せられていたからである。香港市民の多くは中国本土から共産党支配を逃れてきた移民であったため、中国への返還ではなく、イギリスによる統治の継続を望んでいた。そこで、1979

年に香港総督として初めて北京を訪問したマクレホース総督は、鄧小平との会談において、この問題の協議を提案した。しかし、当時は香港の人々だけではなく、香港政庁やイギリス政府も、イギリスによる香港統治の継続を期待していた。

一方、中国は香港を割譲地と租借地を区別せず、1つの領域として捉えていた。1972年、中国(中華人民共和国政府)は、国連の代表権を台湾の中華民国政府から取り戻した。そして、黄華外交部長は国連脱植民地化特別委員会委員長に向けて書簡を送った。その中で、香港は植民地ではなく、「イギリス当局に占領された中国領土の一部分であり、香港・マカオの問題解決は完全に中国の主権の範囲内である」と主張し(1)、国連が香港およびマカオを植民地のリストに加えることを阻止した。この背景には、植民地などの従属領域の住民には自決権があり、その独立に対する抑圧を否定した、植民地独立付与宣言(1960年の第15回国連総会にて採択)の存在があった。当時の中国当局には、早急に香港を取り戻すつもりが無く、1950年代末よりイギリス統治下の香港を「長期打算 十分利用」(2) する方針を維持していた。しかし、いずれ香港を取り戻す権利を放棄したのではなく、留保しているに過ぎないことを、国連において明らかにしたのである。

このように、香港問題をめぐるイギリスと中国の考え方は食い違っていた。そこで、イギリス側は香港の主権と統治権を切り離し、主権は中国にあることを認め、統治権は引き続きイギリス当局に委ねるという妥協案を模索した。中国側も、こうした妥協案を考慮したと言われている。しかし、1982年に始まった香港返還をめぐる交渉では、香港の主権帰属と統治権の継続の優先順位をめぐって、双方が譲らなかった。そのため、中国側は態度を硬化させ、香港全域の返還を要求した。結果として、中国は主権と統治権の両方を取り戻したのである。

では、現在の香港は何であるのか。中国は香港を特別行政区とし、その統治権(行政管理権)を香港人に委ねた。これが「港人治港」である。また、別個の経済・法制度の維持と自治が認められ、さらに経済社会分野の国際組織への加盟や国際会議への参加も認められている。一般には、これらの措置が「一国二制度」だと理解されている。しかし、今の中国には、中国本土、香港、マカオという、制度の異なる3つの領域がある。そもそも、中国の最高指導者であ

った鄧小平の発言や香港基本法によれば、2つの制度とは社会主義と資本主義を指していた⁽³⁾。今日では、中国本土も社会主義計画経済から「社会主義市場経済」へ既に移行したため、「一国二制度」という名称は実態に合わない。今日では「社会主義」とは中国共産党による執政を意味し、「資本主義」とは同党が直接統治をしないことを示唆する言葉となったのかもしれない。もし、そうであるとすれば、香港は中国共産党を含む中国当局の間接統治を受けていると言える。確かに、香港基本法においても、香港の自治は「中央政府」から授権された権限によるものとされている。つまり、香港は連邦制における州のように、中央政府に対して排他的な内政主権の一部を持っている訳ではない。

しかしながら、これだけでは未だ曖昧な点が残っている。連邦制においても、国内の法制は州の権限を除き、基本的に統一的な法制度の下にある。一方、香港の場合は香港内部で有効な「全国性法律」(4)がポジティブリストで定められており、基本的には異なる法制度の下にある。また、香港は返還後も一定の国際参加を許されている。独立の選択肢という自決権がないにも関わらず、制限つきながら国際主体になりうる点において、香港(および、同じく中国の特別行政区であるマカオ)は特異な事例である。また、連邦制の州よりも、香港に与えられた権利の方が広範囲に及んでいる。仮に民主的な選挙を通じて選ばれた首長が香港政府を代表するなら、このような高度な自治権を持つ香港の政治体制を間接統治と呼ぶ必要はないようにも考えられる。そうではなく、特別行政区は中国本土の発展が遅れているという理由だけで設置されたに過ぎず、香港は香港基本法第5条が定める返還から50年間という期限が経てば、消滅する過渡的な存在なのであろうか。

第2節 特別行政区基本法の性質

香港特別行政区の地位を考えるため、まず、その設置法である香港特別行政 区基本法について検討する。特別行政区は中国憲法第31条の規定により「国 家が必要とするときに設置できる」ものとされている。しかし、「その制度の 詳細は人民代表大会が法律により規定する」。香港特別行政区も、1999年にポ ルトガルから返還されたマカオ特別行政区も、全人代が制定した各々の特別行 政区基本法によって設置されている。

まず、こうした制度の意義を咀嚼する必要がある。「基本法」という言葉は一見、旧西ドイツ基本法のような憲法的性質を持つ法典を指すものと誤解されやすい。しかし、中国では全人代常務委員会が多くの「法律」を制定しており、これと区別するため全人代が制定した法律を「基本法」と呼んでいる。香港やマカオの特別行政区基本法も、その1つに過ぎない。

事実、香港基本法第5章「経済」には、憲法的な法律には似つかわしくない 経済政策の方針や目標が盛り込まれている。特に、国際金融センターの地位を 維持する(第109条)という目標は、外部経済に大きく左右されるものであり、 また、その責任が誰にあるのかも明記されていない。本書の第3章で触れた中 央当局による経済的な支援の事例を見ると、中央政府もその責任を負担してい るのが実態である。

香港基本法の制定過程では、起草委員会の一部に香港市民が任命され、また別途、諮問委員会も設けられた。しかし、これらの委員会は民主的に選出されたものでも、純粋な専門家の集団でもなく、中国当局に近い財界人や左派が委員の多数を占めた。1989年の天安門事件発生後には、民主派の司徒華と李柱銘が中国当局による民主化運動の弾圧を批判したため、起草委員会から除名されるという事件も起こっている。また、制定手続きは全国人民代表大会によるものだけであり、香港市民の投票による民意の確認が行われていない。このように、香港基本法の制定権力は全人代など中国当局であり、香港市民ではなかったのである。

また、改正権も全人代にある。改正の提起は全人代常務委員会のほかに、国務院と香港側にも認められている。しかし、香港側から提起する場合、その手続きは複雑である。立法会全議員の3分の2、全人代香港代表の3分の2、行政長官による同意の3点が揃った上で、全人代香港代表団(第2章の資料3を参照)が全人代に提出することになっている。なお、行政長官選挙に関する香港基本法付属文書1と、立法会選挙に関する同2については、立法会全議員の3分の2と行政長官による同意の2点が必要であり、全人代常務委員会の承認を求めることになっている。したがって、香港基本法付属文書1および2の改正は、香港基本法本文の改正よりもやや要件が緩いと言えよう。

さらに解釈権まで全人代常務委員会にある。香港の終審法院は、自治の範囲

内に限定して、法解釈することが可能とされている。香港での裁判において自 治の範囲を超えて、中央政府の権限と関連する問題にあたった場合は、終審法 院が全人代常務委員会に解釈を要請することとされている。終審法院の判決は 全人代常務委員会の解釈に従わねばならない。ただし、全人代常務委員会の解 釈は、それ以前の終審法院の判決に影響しないと規定されている(香港基本法 158条)。ところが、これらの規定は必ずしも遵守されていない。問題となった 例は、以下のとおりである。

- ・香港の行政府による全人代常務委員会への解釈要請の是非 1999年の香港居住権や2005年の任期途中で交代した新行政長官の任期問 題では、行政府である香港政府が全人代常務委員会に解釈を要請し、受理 された。解釈要請のルートとして、香港基本法には記載がないことが問題 となった。
- ・全人代常務委員会による香港終審法院判決の無効化の是非 居住権問題については、1999年1月(解釈は6月)に終審法院が香港市民 と中国本土住民の間に生まれた私生児に香港居住権を認めた。しかし、全 人代常務委員会は、中央政府との関係に関わる問題であり、香港の終審法 院が解釈できない事項に当たると判断し、これを無効と宣言した。これは、 全人代常務委員会の解釈が終審法院の判決に影響を与えることはないとす る香港基本法の規定と矛盾するという批判がなされた。
- ・全人代常務委員会の解釈による、香港の民主化手続きの追加 2004年4月、全人代常務委員会は自ら、香港基本法付属文書1および2 に対する解釈を行った。その中で、2007年以降の行政長官選挙及び2008 年以降の立法会選挙における普通直接選挙の実現が言及されている点につ いて、2007年と2008年以降に同付属文書を改正することも、しないこと も可能だ(つまり、先延ばしできる)と解釈した。その上で、同付属文書に 規定された手続きの前に、行政長官による全人代常務委員会への普通直接 選挙に関する報告と、同委員会が同報告の内容を確認することが必要とさ れた。解釈の名を借りて本来の手続きを踏まずに、実質的な修正を行った のである。

このように香港基本法の解釈は、香港内部で完結していない。むしろ中央当 局による香港内政への介入の糸口となっている。また、中央レベルの解釈権が 最高裁に相当する最高人民法院ではなく、議会に相当する全人代常務委員会にある点も問題である。これは三権分立の原則に反する。つまり、中央の立法府が香港の司法府を超越しているのである。また、香港の行政府も中央とのコネクションを利用して、香港の司法府を超越することも行われている。いずれも、香港の三権分立と反する制度もしくは行為である。

香港基本法が規定する香港の自治にも、問題がある。最大の問題は、行政長官選挙について普通直接選挙の実施後も、中央政府(国務院)が任命する(香港基本法第45条)ことである。これは、行政長官に中国当局に不都合な人物が就任することを防ぐための拒否権として用いることが可能である。また、司長・副司長(5)や局長、廉政専員(汚職取締り独立委員会長官)、審計(会計検査)署長、警務処長、入境事務処長、税関長についても行政長官が指名する(第48条5項)が、任命は中央政府が行う(第15条)とされている。このような政治体制は、香港人による自治というよりも、間接統治である。中国当局は、香港には完全な自治を認めていないと公言しており、また、その理由として「完全な自治が独立を意味する」ことを挙げている。しかし、日本の地方自治やアメリカの連邦制を見ても明らかなように、地方自治体や州が自らの首長を民主的に選出することは、独立と関係が無いはずである。では、なぜ香港の場合にのみ、首長の民選化という自治の完成が独立を意味するのであろうか。これに対して、中国当局は合理的な説明を行っていない。

以上で見たように、香港基本法は全人代が制定したものであり、その解釈権 や改正権も全人代や全人代常務委員会が掌握している。そのため、香港基本法 を憲法的法律とみなすことは困難だと考えられる。

第3節 香港基本法をめぐる政治学

ところが一方では、香港の民主派や欧米など海外の政府が、香港基本法を拠り所として、香港における人権擁護や民主主義を主張するという現実がある。欧米の政府や香港の法・政治の専門家も同様の立場から、香港基本法を憲法的法律として扱う者が多い。なお、香港の政治学者や弁護士には民主派政党に深く関わり、その党首や幹部を務める者やその経験者が多い。中国当局の恣意的

な権力行使を抑制し、また、行政長官や立法会の普通直接選挙の実施(香港基本法第45条、第68条)を主張する場合、香港基本法には都合の良い規定が多い。 さらに、香港が中国の単なる一都市ではなく、国際社会の主体であると主張する上でも、憲法的法律の存在意義は大きい。

また、香港基本法には国際条約等の国内実施法という側面もある。締結した 条約の国内実施は、多くの主権国家の場合、議会での批准とともに、別途関連 法令の制定や改正を伴っている。香港基本法は、香港返還に関する英中共同声 明や返還後も香港に適用されている国際人権規約(香港基本法第39条)などの 国際的な取決めや条約を実施するための法律としての側面がある。そのため、 中国当局は国内法としての香港基本法を改正することができるが、その場合は 関連する条約の他の当事国に対して配慮する必要がある。

さらに、国際人権規約のうち、「市民的および政治的権利に関する国際規約 | (B規約) は第25条で制限選挙や記名投票を禁止し、直接選挙による代表者を 通じた政治参加が行われなければならないと規定している。しかし、香港では、 同規定を満たす選挙制度は現在のところ実現していない。また、同規約第22 条は結社の自由を保障することを規定している。しかし、香港では政党法が無 く、構成員を公開する義務がある会社として登記せざるを得ない。確かに、民 主派の政党員が香港において迫害を受ける恐れは小さい。ところが、香港市民 の多くは中国本土からの移民やその子孫であるため、中国本土に家族や親戚が いる者が多い。また、買い物や仕事などの用事で中国本土に行くことも、日常 的に行われている。こうした事情から、香港の民主派が中国本土を訪れた際に 迫害を受けることがある。香港市民の多くは、「中国公民」(中国国籍の保持者) であるため、中国本土で迫害を受けても本国人として処理され、また一国二制 度の原則があるため香港政府による保護も期待できない。実際、これまでにも 香港市民のジャーナリストが逮捕・投獄されている。民主派の政治家は本土へ の入境を禁止されるケースが多いが、これも自国民の自由な移動を妨げる重大 な人権侵害である。このように、国際条約の規定は必ずしも香港における民主 主義や人権を保障できるとは限らない。

しかし、海外の監視の目が、全く効果を持たないわけではない。香港基本法の制定に関わった中国本土の法律学者は、民主派の議論を批判し、中央政府の権限行使を擁護する傾向がある。香港の左派も基本的に、彼らに近い立場であ

る。その一方で、香港の左派や中国当局は、基本法の改正に慎重である。そも そも香港が重要なのは、中国本土と第三国を経済的に結びつける機能にある。 そのため、香港と密接な経済関係を持つ国が、香港をどのように見るかは、香 港にとって死活的な問題である。特に、欧米は香港の制度的安定を考える上で、 民主主義や人権、法治といった問題も含めて考える傾向がある。

そのような視点から、香港の情勢に関して海外の政府による公式な報告書が作成されている。旧宗主国イギリスは外務・連邦事務省が半年毎に香港に関する報告書(Six Monthly Report on Hong Kong)を公表している⁽⁶⁾。アメリカでは1992年に議員立法により香港政策法が制定された。国務省は同法により、香港に関する報告書⁽⁷⁾を議会へ提出することを義務付けられている。そのほかにも、アメリカ国務省は頻繁に香港情勢に対する見解を示し、その一部を中国語に翻訳して公開している。また、台湾では行政院大陸委員会が3カ月毎の『「港澳」季報』と1年毎の情勢分析の2種類を公表している⁽⁸⁾。これらの中では、台湾のものが最も詳細である。さらに、国連人権委員会(2006年6月に人権理事会へ昇格)は国際人権規約締結国から定期的に状況報告を受けている。同委員会も締約国からの報告に対してコメントを行い、締約国がコメントへの反論を行うというように活発な議論が行われる。当然、香港もその対象である。同委員会と香港政府のやり取りにおいても、やはり民主化問題や選挙制度が論点に含まれている⁽⁹⁾。

こうした海外の圧力は、あからさまに香港の民主派に肩入れしているとの見 方も可能である。しかし、香港基本法が憲法的法律でないにも関わらず、重要 な意味を持つのは、やはり海外からの圧力が存在するからである。また、香港 政府や中国政府は、アメリカやイギリスの報告書が発表されるたびに、内政干 渉であると批判をしている。しかし、これは同時に無視できないがゆえに反論 せざるを得ないという側面もあると考えられる。そもそも、香港に国際人権規 約を適用している以上、民主主義や人権の問題は既に内政問題ではない。

第4節 香港の国際参加

香港は主要な経済社会分野における国際取決めを締結し(基本法第151条)、

またメンバーを国家に限定しない国際組織⁽¹⁰⁾ や会議に加盟もしくは参加することができる (第152条)。そのため、香港は国際主体として国際社会に参加することが出来る。しかし、香港は主権国家でない。そのため、参加資格が主権国家に限られる国際組織や国際会議には参加できない。つまり、香港は限定的な国際主体なのである。そのため、香港の国際参加には中央の授権のほかに、国際社会が香港を受け入れることも必要条件となる⁽¹¹⁾。

香港の国際参加には、香港自身が条約や参加の当事者となる場合と、中国政府を通して間接的に関与あるいは条約の適用を受ける場合がある (12)。たとえば、国際組織への参加 (表10を参照)をみると、WTOやかつての関税及び貿易に関する一般協定 (GATT)は、主権国家以外にも、貿易や関連する政策に関して十分な権限を持つ独立関税領域の政府による加盟も認めている。香港基本法は、香港が独立関税領域であることを第116条で確認している。返還決定後の1986年にGATTのメンバーとなり、1995年にはWTOの創設メンバーとなっている。しかし、国際通貨基金 (IMF) には同様の規定がないため、香港は直接参加できない。そのため、香港政府は官僚を中国代表団の一員として派遣することになっている (基本法第152条)。条約に関しても、香港政府が締結する

	Z	413041144 (*50131-341144)	
	中国政府を通して参加	準加盟	加盟
普遍的	国際開発復興銀行(世界銀行)	国際海事機関 (IMO)	世界貿易機関(WTO)
	国際通貨基金(IMF)	世界観光機関(WTO)*	世界気象機関(WMO)
	国際労働機関(ILO)		国際決済銀行 (BIS)
	世界保健機構 (WHO)		
	国連食糧農業機関 (FAO)		
	国際原子力機関(IAEA)		
	国際電気通信連合(ITU)		
	万国郵便連合 (UPU)		
	世界知的財産権機関(WIPO)		
	国際民間航空機関(ICAO)		
	国際刑事警察機構(Interpole		
	もしくはICPO)*		
地域的		国連アジア太平洋経済 社会委員会 (ESCAP)	アジア太平洋協力(APEC) アジア開発銀行(ADB)

表10 香港による国際組織(政府間組織)への参加

⁽注) *をつけたものは普遍的(地域を限定しない)国際組織だが、国連システムに属していない。 (出所)香港政府ウェブサイトを参照して、筆者作成。

場合と、中国政府が締結し、香港に適用する場合に分かれる。

このほかに、中国が締結もしくは加盟しておらず、香港による単独の参加も難しい場合がある。この場合は、やや変則的な方法が必要となる。たとえば、国際人権規約は、香港返還の時点において中国の締結が実現していなかった。中国は2001年に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(A規約)のみを批准したが、現在もB規約は批准していない⁽¹³⁾。基本法が同規約を香港に適用すると規定しているのは、旧宗主国のイギリスがその規約国として香港に適用していたことを継続する形式をとっている。このように香港の国際参加に対して、国際社会は好意的であった。また、中国政府も同様に協力的であった。

ただし、中国政府が香港の国際参加を容認したのは、香港が既に返還されて地位が確定し、国際参加に当たっても中国主権の下にある領域であることを明確にしているからである。中国当局にとっては、香港問題が解決した後も、台湾問題が残っている。そのため、台湾による自由な国際参加が可能となることや、その結果として統一の妨げになることを防止するため、香港の国際参加にも形式的な制限を残しておく必要がある「44」。例えば、香港のGATT加盟も、厳密な意味での「加盟」ではなかった。GATT第33条では、独立関税領域の政府自身が加盟手続きを行うことも可能とされている。しかし、香港の場合は、GATT第26条5項(c)に基づき、当時の宗主国イギリスが香港に対外通商と関連事項に関する完全な自治権があることを宣言し、「GATT加盟国」と看做されたのであった。

また、この国際参加には、他国における連邦制や地方自治との決定的な違いがある。つまり、国際参加が許されているがゆえに、首長(行政長官)や政府高官の人事権を中央政府が掌握する必要を生んでいると考えられる。しかも、国際参加といっても、経済社会分野に限られている。確かに、国際人権規約のB規約は例外と言えるかもしれないが、現状においては、香港の民主化を促進する効果が顕著だとは言えない。つまり、香港の国際参加は、経済制度の維持に付随した性格しか持っていない。これは、第3章で述べた経済的繁栄と民主主義の交換と、ほぼ同じ構図である。

第5節 中国本土との統合と香港の存続

では、香港が中国本土との経済交流や依存を深めていくことは、香港と中国本土の統合 (15) につながっていく可能性や、香港の存続に影響する可能性がないのであろうか。

経済統合については、ベラ・バラッサによる類型が有名である。それに従えば、FTAに相当するCEPAは既に実現し、統合の第一歩は始まっていることになる。しかし、FTAには例外が多く、また関税主権を完全に保持している点において統合と呼べるのか疑問も大きい。CEPAの場合は中国本土が片務的に市場を開放しており、香港の制度には影響が全くない。バラッサの類型は、経済統合の分野を(1)貿易・関税、(2)生産要素(労働力、資本)の移動、(3)経済政策(財政、金融政策、通貨)に分けて議論し、この順番どおりに難易度が高くなるとしている [16]。ただし、これは経済理論上の話である。

生産要素とされる労働力は人であり、資本はお金である。後者は経済的な要素のみであるが、前者は社会的な問題を引き起こす要素である点を考慮する必要がある。確かに、欧州や北米では経済発展レベルが比較的均一で、実生活上の文化的な差異も問題になりにくい。しかし、アジアでは事情が異なる。香港と中国本土においても、両地域には大きな所得格差がある。また、人には、結婚や出産、社会保障の問題から犯罪まで様々な行為が伴う。そこで、人的交流の実態と問題点を見ておこう。

まず、中国本土住民の香港への通行は未だに制限が多いが、徐々に自由化されている。移住に関しては、1日150人を上限に香港への受け入れ枠がある。また、これと別に、不足するハイテク技術者を中国大陸から受入れる「内地優秀人材導入計画」(引進内地優秀人才計劃)が1999年から始まった。しかし、自由化すれば、香港に移民が押し寄せ、社会システムが崩壊する危険も未だ存在する。そのため、現状を見る限り、人の流動を自由化するのは、時期尚早であると考えられる。例えば、2006年には中国本土から出産間近の妊婦による香港来訪が急増したことが大きな問題となった。香港で生まれた中国公民には香港の居住権が与えられ、生活補助の受給資格が得られることが主要因である。また、公立病院に搬送されても入院費用を踏み倒す者も少なくないため公立病

院では赤字が急増し、一般市民の受診機会が奪われるとの危惧から、香港市民 による抗議集会も行われたほどである。

次に、香港市民の中国本土への行き来は、従来から比較的容易であり、移住も事実上増えている。また、近年、香港IDカードのIC化の応用として、中国本土との境界における「eー道」(eーチャンネル)と呼ばれる自動ゲートも導入されつつある。しかし、緊密な人的交流の弊害も起こっている。例えば、境界線をまたいだ重婚あるいは二重家庭の存在が以前から社会問題となっている。特に、香港市民の男性が香港と中国本土の両方に妻や家庭を持っている場合が多い。これは一国二制度であるため、両地域の戸籍管理が統一されていないことが原因である。

一方、それ以外の分野に関しては、経済情勢次第によりある程度の統合が行われる可能性がある。バラッサの類型では考慮されていないが、欧州市場統合では資格や認証基準、規制といった制度の統合が重要課題とされた。香港と中国本土でもCEPAにより、その動きが始まっている。現在は、やはり中国本土側の片務的な基準承認のみであるが、将来的に相互承認へと向かう可能性はある。また、香港において多少でも話題に上るのが、通貨、つまり香港ドルと人民元の問題である。香港基本法第111条は香港が独自の通貨を発行することを規定しており、事実上、ユーロ(欧州単一通貨)のような単一通貨の実現は否定されている。しかし、相互流通を法的に保証するタイプの通貨同盟の妨げにはならない。同様の規定(マカオ基本法第108条)があるマカオでは、香港ドルによる通貨代替が相当進行し、また商取引でのマカオの法定通貨であるパタカでの決済を法令で義務化しても香港ドル決済を排除できなかったほど、マカオ・パタカの存在意義が低下している(17)。香港とマカオの間には通貨同盟が存在しないが、それは単に法的に通貨の相互流通を認めていないだけなのである。

香港が中国本土(人民元)に対して同様の事態に陥る可能性はあるのであろうか。新制度経済学者の張五常香港大学名誉教授^[18]や李国宝東亜銀行会長^[19]などは、人民元がいずれ国際通貨となり、香港ドルの必要性がなくなると発言しているが、現状では香港ドル廃止は非現実的であると主張する経済学者が多い。ただし、その論点は人民元の自由兌換性の欠如を指摘している点にある^[20]。つまり人民元の自由兌換化によって香港ドルの存続意義が低下することについ

ては、賛否両論者とも一致している。こうした問題は経済情勢次第であり、その議論は筆者の能力を超えている。ただ、経済情勢次第で香港独自の経済制度 の存在意義が左右されうることは、十分に留意すべきだと思われる。

第6節 まとめ

特別行政区としての香港の存在意義は経済制度の維持にある。香港基本法は憲法的法律としての実態を備えておらず、香港は内政主権をもたず、中央政府の授権による高度な自治権を享受しているに過ぎない。香港が特別行政区として存続し続けるには、中国当局や諸外国が香港の経済的な価値を認識し、一国二制度に対する海外からの監視が有効に機能することが不可欠である。香港による国際参加が可能なことも、香港の経済制度を維持するために必要な措置であり、また国際社会が香港の経済的な重要性を認めているからである。香港が経済的な重要性を失えば、中国本土に統合されてしまう可能性は否定できない。基本法を改正しない場合でも、香港は中国本土との統合をある程度進めることができる。その中には、一種の通貨同盟も含まれている。確かに、現状では経済の専門家の多くがその可能性に否定的である。しかし、香港基本法や返還後の香港政治史を見る限り、香港は自らの制度を守るだけの強い法・政治的な基盤を持っていないと考えられる。

その一方で、民主派は海外の目があることを意識しつつ、基本法を拠り所として民主化を主張し、香港の独自性の強化を進めようとしている。香港の民主化は中国の民主化のモデルになる可能性がある。そのため、仮に中国本土との経済統合が進んだとしても、香港はその存在価値を政治面において主張できるかもしれない。ただし、中国の民主化が進展した場合、中国本土の地方政府は従来のように香港の経済的繁栄よりも、自らの利益を優先すると考えられる。現在のように中国本土に片務的な協力を期待できなくなることも、覚悟しておかなければならないであろう。

【注】

(1) 国務院港澳事務弁公室香港社会文化司編著『香港問題読本』中共中央党校出版社

(北京)、1997年、27頁。

- (2) 同上、25頁。中国側のメリットは説明されていないが、日用品や水の供給などによる外貨獲得のほか、海外との接触や情報の入手などであると思われる。
- (3) 鄧小平「一個国家、両個制度」中共中央文献研究室編『一国両制重要文献選編』 中央文献出版社(北京)、1997年、18頁および香港基本法前文。
- (4) 全国性法律とは、中国の中央レベルで制定された法律を指す。香港では原則として全国性法律が適用されない。例外的に一部の法律を適用する場合は香港基本法付属文書3に列挙した上で、香港において実施法を制定しなければならない(香港基本法第18条)。
- (5) 現状では、香港政府に副司長は設置されていない。
- (6) これらの報告書は、イギリス外務・連邦事務省ウェブサイトで閲覧できる。URL は、http://www.fco.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ ShowPage&c=Page&cid=1016535366976
- (7) これらの報告書は、駐香港アメリカ総領事館ウェブサイトで閲覧できる。URLは http://hongkong.usconsulate.gov/ushk_pa.html。
- (8) いずれも、行政院大陸委員会ウェブサイト上において閲覧できる。URLは http://www.mac.gov.tw/p1/mid2-3.htm。また、年次報告書のみ英文版もある。URL は http://www.mac.gov.tw/english/p1/mid1-4.htm。
- (9)「中華人民共和国香港特別行政区参照『公民権利和政治権利国際公約』提交的第二 次報告:関於人権事務委員会在二零零五年十一月七日提出的事項(CCPR/C/HKG /Q/2)政府当局的回応」、1頁。その他のやり取りに関する文書も、民政事務局ウェブサイトに掲載されている。URLはhttp://www.hab.gov.hk/en/publications_ and press releases/reports.htm。
- (10) ここでの国際組織とは、政府間組織を指す。国際的でも民間による組織は含まない。ただし、香港基本法第149条は民間組織の場合でも、名称に「中国香港」を用いることを規定している。オリンピック委員会のように名義上民間でも、その参加に香港政府が関わっている例がそれにあたる。
- (11) 詳細な議論は、以下を参照。陳茘彤「国際法から見た香港特別行政区の対外関係」 『問題と研究』2006年1・2月号。
- (12) 詳細な条約や協定のリストは、以下を参照。政制事務局ウェブサイト「香港特別 行政区的対外事務」(http://www.info.gov.hk/cab/topical/cbottom4.htm)。律政司ウェブサイト「公約及国際協定」(http://www.legislation.gov.hk/cinterlaw.htm)。
- (13) 中国政府は1997年にA規約、1998年にB規約への署名をした。しかし、条約の 発効には議会での批准が必要である。なお、1967年に、国連での中国代表権を持

- っていた「中華民国政府」はA、B両規約に署名したが、「中華人民共和国政府」はこれを継承しなかった。
- (14) 詳細は、拙著「両岸経済統合における政治的意義と障壁」『現代中国 第75号』現 代中国学会、2001年を参照。
- (15) 詳細は、拙稿「一国両制下における統合:中国大陸と香港を中心に」『アジア研究第50巻第3号』アジア政経学会、2004年。
- (16) 詳細は、B. バラッサ、中島正信訳『経済統合の理論』ダイヤモンド社、1963年 を参照。
- (17) 粛志成『多元貨幣論:兼論"一國両制"下的貨幣理論與策略』澳門基金會、1999 年、78頁。
- (18)「張五常:棄港元用人民幣」『香港経済日報』2001年11月15日。張五常は80年代前半に中国大陸の市場経済化を予測したことで有名な新制度学派の経済学者。現在はアメリカ当局から脱税容疑をかけられており、身を隠すため深圳に住んでいる。
- (19)「港可離岸人民幣中心 李國寶:20年內港人全部使用人民幣」『香港商報』2002年 6月3日。
- (20) Shu-ki Tsang "From 'One Country, Two Systems' to Monetary Integration?", HKIMR Working Paper No.15, 2002.